

## 森の力再生事業の実施に関する協定書

（協定の目的）

第1条 静岡県 農林事務所長 (以下「甲」という。)、権利者 (以下「乙」という。) 及び整備者 (団体の名称及び代表者名) (以下「丙」という。)

は、第3条に掲げる森林を針葉樹及び広葉樹の混交林又は多様性のある広葉樹林等へ誘導することにより、土砂災害の防止、水源の涵養など森林が発揮すべき公益的機能を回復させるため、その事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理を三者が協力して確保することを目的に、次の条項により協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定の締結の日から 年 月 日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲乙丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は次に掲げるとおりとする。

森林の権利者 氏名	森林の所在地	備考

（役割）

第4条 甲乙丙は、対象森林について、第1条の目的を達成するため、次項以下の役割を担うものとする。

2 甲は、乙丙が協力して行う森林整備及び森林整備後の管理（以下「整備等」という。）に対して、その適正な実行のための支援を行うとともに、その効果が発揮されるよう助言及び情報の提供並びに関係者等との連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、対象森林が広く県民に影響をもたらすことを自覚し、丙に森林整備を委ねるとともに、丙の協力のもと森林整備後の適正な管理（以下「管理」という。）を行うものとする。

4 丙は、対象森林が広く県民に影響をもたらすことを認識し、地域における森林整備及び管理の担い手として、乙に代わり適正な森林整備を行うとともに、乙と協力して適正な管理に努めるものとする。

（森林整備の内容）

第5条 甲は、静岡県森の力再生基金条例、静岡県森の力再生事業費補助金交付要綱及び静岡県森の力再生事業実施要綱（以下「要綱等」という。）に基づき、丙が実施する次項に規定する森

林整備（以下「整備」という。）に対し、丙に補助を行うものとする。

- 2 前項の丙が実施する整備の内容は、次に掲げる整備であって、要綱等に定める整備計画書に基づくものとする。
  - (1) 環境伐（広葉樹の自然発生を目的に、対象森林のおおむね40%にあたる本数のスギ、ヒノキの人工林を伐採するものをいう）
  - (2) 整理伐（適正な立木密度への誘導や樹種の転換を図るために、竹林、広葉樹林等を伐採するものをいう）
  - (3) 倒木又は倒木の恐れのある立木の処理
  - (4) 伐採木竹等の林地外への流出を防止するための集積、破砕、搬出等の林内の整理
  - (5) 広葉樹の植栽
  - (6) 土砂の流出や土壌の侵食を防止するための簡易な木竹製の構造物の設置
  - (7) 整備作業の安全性、効率性を確保するための簡易な作業路の設置
  - (8) その他、知事が必要と認めるもの
- 3 乙は、整備について、この協定及びその他の書面をもって丙に委託するものとする。
- 4 丙は、第1条の目的をふまえ、誠意をもって適正な整備を実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 5 丙は、整備について、その一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ甲乙の了解を得るものとする。

#### （費用の負担）

- 第6条 乙及び丙は、要綱等に基づき連名により甲に対して補助金の交付を申請するものとする。
- 2 丙は整備に要する経費を負担し、乙は整備に要する経費を負担しないものとする。
  - 3 丙は整備に要する経費に係る補助金を請求する権利を有し、乙は当該権利を有しないものとする。
  - 4 協定の期間中に生じる対象森林に係る公租公課、若しくは林道その他公共施設の設置に伴い課される受益者負担金は、乙が負担するものとする。
  - 5 協定の期間中、整備後の対象森林の適正な管理に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。
  - 6 その他の費用の負担については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

#### （乙の協力）

- 第7条 甲が、協定の期間中において、整備の効果を確認するために行う調査・研究のため、対象森林内への調査地の設定及び立ち入り等を申し出たときは、乙は可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、整備を行ったことを示す標示板を、甲が設置することを申し出たときには、協定の期間中、その設置に可能な限り協力するものとする。
  - 3 乙は、対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合には、その処理解決にあたるよう努めるものとする。
  - 4 乙は、協定の期間が終了した後においては、第1条の目的が達成されるよう適正な管理に努めるものとする。

(伐採木の取り扱い)

第8条 丙は、整備により伐採した樹木のうち事業の目的を達成するために対象森林内で利用したもの及び事業目的上対象森林の区域外に搬出するものを除き、対象森林の区域内に残置するものとする。ただし、乙が自らの責任と費用により、伐採された樹木を搬出及び利用する場合には、これを妨げない。

(災害等による損害)

第9条 整備の実施中に、天災その他丙の責に帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合であっても、甲及び丙はその責任を負わない。

(整備後の行為)

第10条 乙及び丙は、相互の協力のもと、第1条の目的が達成されるよう、整備計画書に次に掲げる事項に係る役割分担及び手法について明記し、協定の期間中、対象森林の適正な管理に努めるものとする。

- (1) 対象森林の現況把握
- (2) 整備の効果が減退する恐れのある状況を発見したときの甲への報告
- (3) 整備の効果の発揮のための甲への提案
- (4) その他整備の効果の発揮のために行う管理

2 協定の期間中に、乙又は丙が、整備結果を変更する行為（以下「変更行為」という。）を行おうとする場合は、乙又は丙はあらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、整備計画書に基づく管理に伴う変更行為を行おうとする場合は、この限りではない。

3 甲は、前項の同意をする場合、整備の効果が減退すると判断するときは、乙又は丙に対して、甲が対象森林の整備のために負担した経費の額を上限とする額の甲への支払いを、同意の条件として付すことができる。

4 協定の期間中に、整備の効果として、対象森林に著しい経済的価値が発生した場合の処分については、甲乙丙が協議のうえ、これを定めるものとする。

5 丙は、整備を完了した日から起算して3年を経過する日の属する年度の11月末日までに、当該年度における対象森林の状況を、知事が別に定めるところにより、甲に提出するものとする。

(協定の承継等)

第11条 協定の期間中に、対象森林の所有権等の移転があった場合には、乙は所有権等の移転を受けた者に対しこの協定の承継を行い、速やかに甲丙に届け出るものとする。また、相続により所有権等の移転を受けた者は、この協定を承継し、速やかに甲丙に届け出るものとする。

2 前項の場合において、所有権等の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだ場合には、甲が対象森林の整備のために負担した経費の額を上限として甲が提示する額を、乙は速やかに甲に支払うものとする。また、相続により所有権等の移転があり所有権等の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだ場合には、甲は当該所有権の移転を受けた者に請求するものとする。

3 丙が組織の解散等により協定の履行が困難となった場合には、要綱等に規定する実施主体と

なり得るものはこの協定の承継を行い、速やかに甲乙に届け出るものとする。

- 4 乙は、丙が3の規定による届出をせず、組織の解散等により協定の履行が困難となった場合には、要綱等に規定する実施主体となり得るものを選出し、当該者にこの協定の承継を行い、速やかに甲に届け出るものとする。
- 5 乙又は丙は、協定の期間中に、住所（法人にあっては所在地）又は氏名（法人にあっては名称）に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。ただし、代表者の氏名のみに変更があった場合は、この限りではない。

（特別の事情による協定の失効）

第12条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林（木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹）の全部又は一部が滅失したとき。
- (3) 甲が、要綱等に基づく丙に対する補助金の交付の決定を取り消したとき。

（疑義の決定）

第13条 この協定に関し疑義のあるとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ自署又は記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 静岡県 農林事務所長 (印)

乙 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } (印)

丙 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } (印)

{ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）  
を自署する場合は、押印は不要です。 }

（注）同一林分において複数の権利者が権利を共有している森林にあっては、整備等に係る代表者が権利者間で定まっている場合に限り、乙の住所、氏名欄に「本人兼△△他□名代表○○」と記載する。